

新販売スキームについて

～法改正への適用とコンプライアンス遵守に伴う未来に向けた「制度の刷新」～

始めに「制度の刷新」に至る“法改正への適用”

預託法改正に伴い保証金制度から契約金制度へ変更

「預託法」とは販売預託商法を規制する法律になります。
預託法改正により、2022年6月1日から**新規で保証金を預かる事ができなくなります。**
その為、新規契約における保証金制度の改正が必要となりました。

預託法

3ヶ月以上の期間にわたり**物品の預託**を受けることおよび当該預託に関し**財産上の利益の供与を約する取引**を原則として禁止。

預託法改正 2022年6月1日より施行

改正後は不動産以外の**全ての物品等**が対象（**金銭の預託**を含む）となる。



当社顧問弁護士の回答

預託法改正（2022年6月1日から）に伴い
施行前（2022年5月31日まで）の保証金については適用外だが、
金銭の預託を受け、これによって利益の分配率を上げる保証金スキームは避けるべき。
なので、**金銭の預託**ではなく、**契約権利を金銭で買うであればOK**



6月1日以降は保証金制度から契約金制度へ変更

預託法改正についてのまとめ

旧契約の保証金制度はそのまま

2022年5月31日までは預託法改正の適用外◀

▶2022年6月1日より契約金制度を開始

新契約は契約金（契約金制度へ変更）

契約権利の保証金【預託】から、契約金【購入】と、変更させていただきました。
既存（2022年5月31日まで）の契約には適用されないので、
現在預かっている保証金制度に関してはそのままですが、
6月1日以降の「**新規リクルート**」および既存からの「**ランク変更**」に対して適用されるので、**契約金制度での契約**となります。

※契約金とランクについては、後ほどご説明させていただきます。

続いて「制度の刷新」に至る「コンプライアンス遵守」

特定商取引法の連鎖販売取引の回避について

「連鎖販売取引」とは

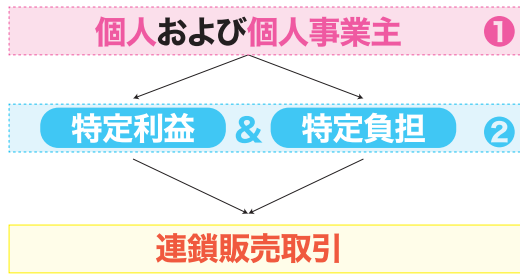
個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引のこと。

特定商取引法は、「連鎖販売業」を次のように規定しています。

1. 物品の販売の事業であって
2. 再販売、受託販売もしくは販売のあっせんをする者を
3. 特定利益が得られると誘引し
4. 特定負担を伴う取引をするもの

これらの全てを含むものが連鎖販売業となります。

特商法が保護対象とするのは



組織という形態の中で、且つ①と②の条件が満たされることで連鎖販売取引の該当となる。

②特定利益とは？

外部の人間を組織に新規加入させて、その方が支払った金品が原資となり配分される利益のこと。つまり自分で商品を販売するより、自分の下に販売員を増やした方が大きな利益を得られるようになっているスキーム。

②特定負担とは？

商品を仕入れる売買代金の他、保証金、加盟金、研修費、スターターキット代など、名目を問わず、組織への入会にあたって必要な金銭的負担のこと。

当社顧問弁護士の回答

昨年、適格消費者団体から当社のビジネススキームが連鎖販売取引に該当するという指摘を受け、エコ会員制度の終了をもって、一旦申し出を取り下げさせていただきました。その後、関係法令に強い専門弁護士の指導の元、慎重に協議を重ねて参りましたが、現在のスキームを一切変えずに販売活動を継続する場合、やはり連鎖販売取引への該当は避けられないという結論に至りました。

現在の多段階構造を活かしながら、連鎖販売取引に該当させないようにしたい！



※法人格を必須とする

特定利益と特定負担があるが法人であればOK
2022年5月31日までの既存の方々は
個人&個人事業主はOKとする

愛用者および個人の小売りであればOK

個人および個人事業主であるが特定利益がない

当社顧問弁護士の回答

過去のコンプライアンス不備がないとは言いきれないが、新規の代理店募集については、しっかり守れば特定商取引法の規制はかからない。

連鎖販売回避についてのまとめ

2022年6月1日から新販売スキームへ刷新することで連鎖販売を回避！

▶2022年6月より新制度を開始

旧契約は個人・個人事業主OK

新契約は法人のみ（代理店以上のランク）

2022年5月までの既存は個人・個人事業主OK◀

5月までに登録した方は

6月以降も現在のランクを変更しない限り、何も影響はございません。

6月以降に登録する方

新規で登録をする方、現在のランクを変更する方は、新制度のルールが適用されます。

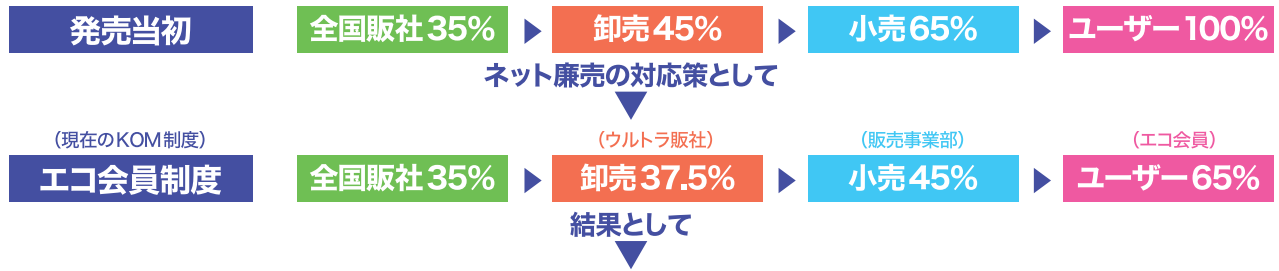
続いて「制度の刷新」に至る“売価の適正化”

売価の適正化と経緯について

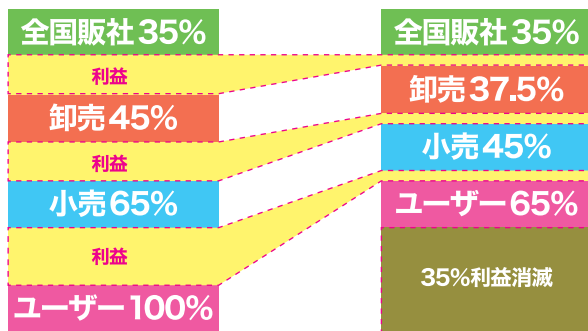
長年続いたネットの廉売への対応策として、販売代理店様へ非常に厳しい割引のご協力をいただいておりますが、漸くネット廉売も収束の目処が立ちましたので、健全な状態への改善時期と判断し“売価の適正化”を併せたかたちで制度を刷新させていただきました。

これまでの経緯

「発売当初」のランク掛率と、ネット廉売への対応策「エコ会員価格」掛率への変更



発売当初 エコ会員制度 結果



結果
 ネットの廉売の対応策としてエコ会員価格 35%OFF にすることで、全体の活性化に成功いたしました。しかし、発売当初から定価販売を基本としておりましたので、小売店（代理店）様は35%の利益がありましたが、エコ会員と同じ掛率になったため、35%の利益がなくなりました。そして、利益を確保するためにはランクアップが必要となり、全体的に上位ランクへと押し上げられていきました。また、長年の活動の中でランクも増えていきました。その結果、全体的にそれぞれの利益率が非常に厳しい状況となりました。

ネット廉売の目処が立った今

2022年6月から健全な状態への改善時期と判断し“売価の適正化”へ制度を刷新

旧制度 ▶ 新販売スキーム

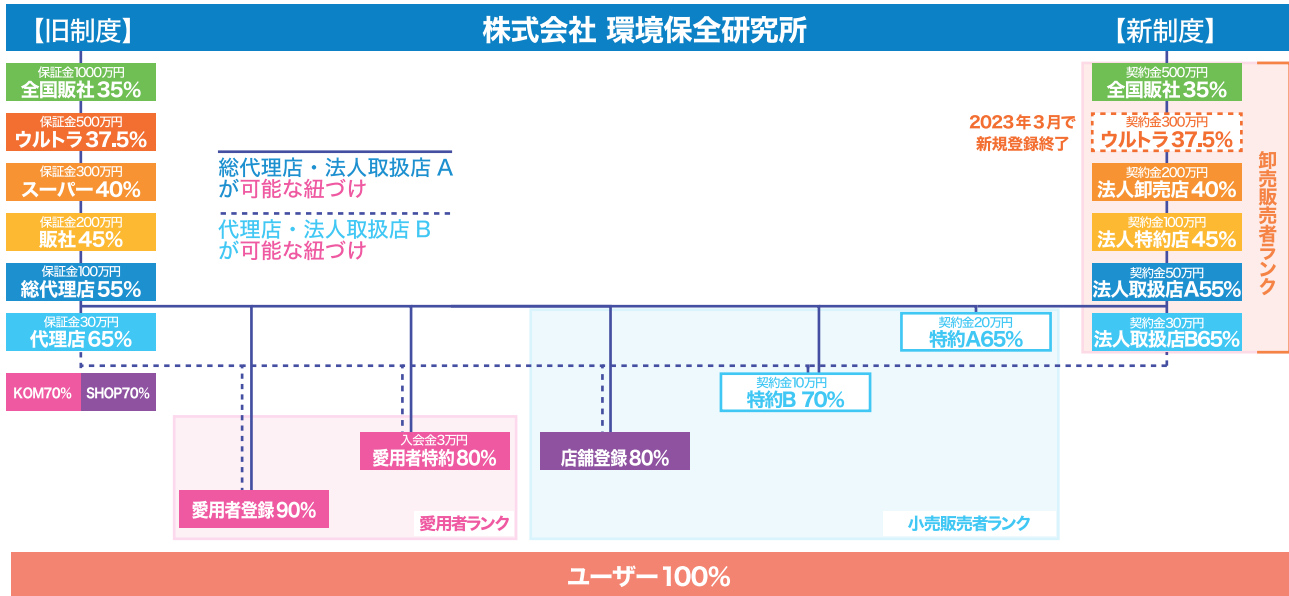
個人・個人事業主ランク	愛用者	変更1	KOM70%	▶ 愛用者登録 90%	▶ 20%利益改善
		変更2	KOM70%	▶ 愛用者特約 80%	▶ 10%利益改善+入会金 3万円
	小売販売者	変更3	SHOP70%	▶ 店舗登録 80%	▶ 10%利益改善
		変更4	SHOP70%	▶ 特約 B 70%	▶ 契約金 10万円
		変更5	SHOP70%	▶ 特約 A 65%	▶ 契約金 20万円
法人ランク	卸売販売者	変更6	代理店 65%	▶ 法人取扱店 B 65%	▶ 契約金 30万円
		変更7	総代理店 55%	▶ 法人取扱店 A 55%	▶ 契約金 50万円
		変更8	販社 45%	▶ 法人特約店 45%	▶ 契約金 100万円
		変更9	スーパー 40%	▶ 法人卸売店 40%	▶ 契約金 200万円
		変更10	ウルトラ 37.5%	▶ ウルトラ販社 37.5%	▶ 契約金 300万円 (※①)
		変更11	全国販社 35%	▶ 全国販社 35%	▶ 契約金 500万円

※① ウルトラ販社に関しましては、2023年4月以降の新規登録は終了となります。
 ※5月までに登録した方は個人であっても6月以降も現在のランクを変更しない限り、何も影響はございません。
 ※6月以降は旧ランクの方々は、ランク変更する場合は新制度のルールが適用となります。

「新販売スキーム」～法改正への適用とコンプライアンス遵守に伴う未来に向けた「制度の刷新」～

旧制度から新制度へのまとめ

6月からの旧制度と新制度を併せた「組織図」



売価の適正化として、愛用者ランクKOM70%から愛用者90%へ変更とさせていただき、利益が20%改善されました。さらに、愛用者特約を新設し、もう少し安く購入したい、期限を気にしたくない方のニーズに対応。また、SHOP70%を店舗登録80%とさせていただき利益が10%改善され、店舗開拓を復活させるため特約A・Bを新設。そして、保証金制度(10%利益)から契約金制度へ変更となり、契約金の100%が利益となりました。全体といたしましては、契約金が従来の約半分の額で、利益が大幅に改善いたしましたので、上位ランクを取得せずとも少ない経費で大きな利益が得られる新販売スキームを実現いたしました。

旧制度ランクの方々の6月以降の新規登録可能範囲

業務代行クラウドシステムへの新ランク登録は7月より開始いたします。

	法人格ランク					個人・個人事業主ランク				
	契約金300万円 ウルトラ37.5%	契約金300万円 法人卸売店40%	契約金200万円 法人特約店45%	契約金50万円 法人取扱店A55%	契約金50万円 法人取扱店B65%	契約金20万円 特約A65%	契約金10万円 特約B70%	店舗登録80%	入会金3万円 愛用者特約80%	愛用者登録90%
保証金1000万円 全国版社35%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保証金500万円 ウルトラ37.5%	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保証金300万円 スーパー40%	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
保証金200万円 版社45%	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
保証金100万円 総代理店55%	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
保証金30万円 代理店65%	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○

旧制度ランクの登録締め切りは2022年5月まで

▶2022年6月より新制度を開始

旧ランク登録終了 | 準備期間 | 新ランク登録は7月から開始

2022年5月で、旧の新規・アップ・ダウンは終了◀

※ウルトラ版社は5月までは旧ウルトラ登録、6月以降は新ウルトラ登録となり、2023年4月以降の新規登録は終了となります。
 ※KOM・SHOP登録は1カ月延長の6月までとさせていただきます。また、登録承認済みの方に限りませのでご留意ください。

旧契約(新規・ランクアップ・ダウン)は2022年5月まで

▶2022年6月より契約金制度が適用

5月までは旧契約となり保証金 | 6月からは新契約となり契約金

2022年5月までは保証金制度が適用◀

「2022年5月までにランクアップを希望される方へ」

旧制度のランクアップ条件 4月～5月まで (2カ月間)

旧制度のランクアップ条件は通常3カ月間の実績が必要となりますが、新制度変更まで2カ月間になりますので、**2カ月間を「ランクアップ条件」とさせていただきます。**(総代理店までのランクアップ条件はありません。)

「ウルトラ販社 → 全国販社 へのランクアップ条件」

① ウルトラ販社との契約

ウルトラ販社契約を
したいと
突き上げられている

保証金1000万円
全国販社 35%



保証金500万円
ウルトラ 37.5%



ウルトラ販社
契約の申込

+

②直近2カ月間の商品購入額 (税抜) が 月ごとに200万円以上ある事

①の方の商品購入額は除く

4月	5月	6月
200万円以上	200万円以上	ランクアップ

「スーパー販社 → ウルトラ販社 へのランクアップ条件」

① スーパー販社との契約

スーパー販社契約を
したいと
突き上げられている

保証金500万円
ウルトラ 37.5%



保証金300万円
スーパー 40%



スーパー販社
契約の申込

+

②直近2カ月間の商品購入額 (税抜) が 月ごとに100万円以上ある事

①の方の商品購入額は除く

4月	5月	6月
100万円以上	100万円以上	ランクアップ

※ ①がない場合は上記の商品購入額が150万円以上ある事

「販社 → スーパー販社 へのランクアップ条件」

① 販社との契約

販社契約をしたいと
突き上げられている

保証金300万円
スーパー 40%



保証金200万円
販社 45%



販社契約の申込

+

②直近2カ月間の商品購入額 (税抜) が 月ごとに50万円以上ある事

①の方の商品購入額は除く

4月	5月	6月
50万円以上	50万円以上	ランクアップ

※ ①がない場合は上記の商品購入額が75万円以上ある事

「総代理店 → 販社 へのランクアップ条件」

① 総代理店との契約

総代理店契約をしたいと
突き上げられている

保証金200万円
販社 45%



保証金100万円
総代理店 55%



総代理店契約の申込

+

②直近2カ月間の商品購入額 (税抜) が 月ごとに25万円以上ある事

①の方の商品購入額は除く

4月	5月	6月
25万円以上	25万円以上	ランクアップ

※ ①がない場合は上記の商品購入額が37.5万円以上ある事

旧ランクへのランクアップは旧契約制度と保証金での契約となります。

「2022年6月以降ランクアップを希望される方へ」

新制度のランクアップ条件 (2022年6月～)

新制度のランクアップ条件

旧制度と新制度を併せたランクアップ条件になっております。

旧
充当
OK!

保証金を契約金に充当できます!

積み増し
OK!

支払った契約金に積み増せます!

全国版社【契約金500万円】掛率35%へのランクアップ

●商品購入額条件

直近3カ月間の商品購入額 (税抜)

1カ月目	2カ月目	3カ月目
200万円以上	200万円以上	200万円以上

※ご自身の購入額は除きます。

●法人5件以上条件

直契約者に法人の代理店以上 or 法人取扱店B以上

保証金30万円 代理店65% 契約金30万円 法人取扱店B65% 以上

●この内1件の突き上げがある事が条件

保証金500万円
ウルトラ37.5%

法人格必須

対象者
ウルトラ版社

ウルトラ版社【契約金300万円】掛率37.5%へのランクアップ

●商品購入額条件

直近3カ月間の商品購入額 (税抜)

1カ月目	2カ月目	3カ月目
150万円以上	150万円以上	150万円以上

※ご自身の購入額は除きます。

●法人4件以上条件

直契約者に法人の代理店以上 or 法人取扱店B以上

保証金30万円 代理店65% 契約金30万円 法人取扱店B65% 以上

●この内1件の突き上げがある事が条件

契約金200万円
法人卸売店40%

旧
充当
OK!

積み増し
OK!

法人格必須

対象者
スーパー版社
法人卸売店

法人卸売店【契約金200万円】掛率40%へのランクアップ

●商品購入額条件

直近3カ月間の商品購入額 (税抜)

1カ月目	2カ月目	3カ月目
80万円以上	80万円以上	80万円以上

※ご自身の購入額は除きます。

●法人3件以上条件

直契約者に法人の代理店以上 or 法人取扱店B以上

保証金30万円 代理店65% 契約金30万円 法人取扱店B65% 以上

●この内1件の突き上げがある事が条件

契約金100万円
法人特約店45%

旧
充当
OK!

積み増し
OK!

法人格必須

対象者
版社
法人特約店

法人特約店【契約金100万円】掛率45%へのランクアップ

●商品購入額条件

直近3カ月間の商品購入額 (税抜)

1カ月目	2カ月目	3カ月目
50万円以上	50万円以上	50万円以上

※ご自身の購入額は除きます。

●5件以上条件 (法人1件必須)

直契約者に法人の代理店 or 法人取扱店Bが1件以上、特約B or 特約A

契約金10万円 特約B 70% 契約金20万円 特約A 65% 法人1件以上

●この内1件の突き上げがある事が条件

契約金50万円
法人取扱店A55%

旧
充当
OK!

積み増し
OK!

法人格必須

対象者
総代理店
法人取扱店A

法人取扱店A【契約金50万円】掛率55%へのランクアップ

●商品購入額条件

直近3カ月間の商品購入額 (税抜)

1カ月目	2カ月目	3カ月目
30万円以上	30万円以上	30万円以上

※ご自身の購入額は除きます。

●5件以上条件

直契約者に店舗登録 or 特約B

店舗登録80% 契約金10万円 特約B 70%

●この内1件の突き上げがある事が条件

契約金30万円
法人取扱店B65%

旧
充当
OK!

積み増し
OK!

法人格必須

対象者
代理店
法人取扱店B

法人であれば取得できるランク (ランクアップは必ず法人取扱店Bを経由)

START

法人取扱店B【契約金30万円】掛率65%

契約金+契約書+法人格必須

積み増し
OK!

法人格必須

どなたでも取得できるランク

愛用者特約【入会金3万円】掛率80%

入会金+入会書

特約B【契約金10万円】掛率70%

契約金+契約書

積み増し
OK!

特約A【契約金20万円】掛率65%

契約金+契約書

積み増し
OK!